

高額療養費制度と一部負担還元金 の関係

一か月の医療費	100万円、150万円、200万円のケース	100万円の場合	150万円の場合	200万円の場合
----------------	-----------------------	-----------------	-----------------	-----------------

本人負担額 (窓口払い)	本人負担は通常3割	300,000円	450,000円	600,000円
---------------------	-----------	-----------------	-----------------	-----------------

高額療養費制度(法定給付)		該当の基準	自己負担限度額の計算式	本人負担額 (窓口払い)	本人負担額 (窓口払い)	本人負担額 (窓口払い)
標準報酬月額	ア: 83万円以上	252,600 円	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	254,180円	259,180円	264,180円
	イ: 53万円～79万円	167,000 円	167,000円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	171,420円	176,420円	181,420円
	ウ: 28万円～50万円	80,100 円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	87,430円	92,430円	97,430円
	エ: 26万円以下	57,600 円	57,600円	57,600円	57,600円	57,600円
	オ: 住民税非課税	35,400 円	35,400円	35,400円	35,400円	35,400円

郵船健保の被保険者の場合、平均標準報酬月額は男性90万円、女性75万円、男女計87万円で、ア又はイに該当するケースが多い。

- 注意事項**
- 差額ベッド代、食事代、保険外の負担分は対象となりません。
 - 月単位: 月またがりの場合は夫々の月の医療費ごとに計算する

一部負担還元金(付加給付)	郵船健保独自の付加給付	本人負担額 (給与清算)	本人負担額 (給与清算)	本人負担額 (給与清算)
		20,000円	20,000円	20,000円

本人の一部負担還元金

診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件ごとに、窓口で同じ月に支払った医療費(高額療養費・食事療養費を除く)の額から20,000円を控除した額を支払います。但し、1,000円未満は不支給です。

家族療養費付加金

診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件ごとに、窓口で同じ月に支払った医療費(高額療養費・食事療養費を除く)の額から20,000円を控除した額を支払います。但し、1,000円未満は不支給です。

退院3か月後の給与にて、**窓口支払の医療費から20,000円を控除した額**を給与清算にて支給します。

一部負担還元金では、申請書などの手続きは一切不要。